

## 新たな化学物質規制項目と施行期日

規制項目	令和4(2022)年 4月1日	令和5(2023)年 4月1日	令和6(2024)年 4月1日
① SDS等による通知方法の柔軟化(安衛則第24条の15、第34条の2の3等)	●		
② 曝露を最小限にする義務(安衛則第577条の2第1項、安衛則第577条の3)		●	●
③ 意見聴取、記録の作成・保存(安衛則第577条の2第10～12項)		●	
④ 衛生委員会の付議事項の追加(安衛則第22条第11項)		●	●
⑤ 直接皮膚接触防止(安衛則第594条、第594条の2、第594条の3、第596・7号)		●	●
⑥ がん発生の把握の強化(安衛則第97条の2)		●	
⑦ リスクアセスメントの記録作成等(安衛則第34条の2の8)		●	
⑧ 職長等に対する安全衛生教育対象業種の拡大(令第19条)		●	
⑨ 「人体に及ぼす作用」の定期確認等(安衛則第24条の15、第34条の2の5)		●	
⑩ 事業場内別容器保管時の措置の強化(安衛則第33条の2)		●	
⑪ 注文者が措置を講じる設備の範囲の拡大(令第9条の3)		●	
⑫ 管理水準良好事業場の特別則等適用除外		●	
⑬ 特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
⑭ リスクアセスメント等義務対象物質の大幅拡大(令別表第9)			●
⑭ SDS通知事項の追加等(安衛則第24条の15、第34条の2の4・6)			●
⑮ 曝露を濃度基準値以下にする義務(安衛則第577条の2第2項)			●
⑯ 災害発生事業場への改善指示(安衛則第34条の2の10)			●
⑰ 健康診断の実施とそれに基づく措置(安衛則第577条の2第3～9項)			●
⑱ 化学物質管理者の選任(安衛則第12条の5)			●
⑱ 保護具着用管理責任者の選任(安衛則第12条の6)			●
⑳ 雇入れ時等教育の拡充(安衛則第35条第1項)			●
㉓ 第三管理区分事業場の措置強化			●